

別表（１）第２４条関係 第２９条関係

退職年金・遺族一時金（加入期間 20 年以上）の支給率

加入期間	支給率		加入期間	支給率
20年	1.341		33年	2.183
21	1.388		34	2.284
22	1.442		35	2.386
23	1.489		36	2.495
24	1.536		37	2.557
25	1.591		38	2.658
26	1.645		39	2.775
27	1.692		40	2.892
28	1.746		41	3.009
29	1.793		42	3.126
30	1.887		43	3.243
31	1.980		44	3.360
32	2.082		45	3.477

（注）加入期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次によります。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率………A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率………B

$$\text{支給率} = (B - A) \times \text{端数月数} / 12 + A$$

支給率は、小数点以下第4位を切り上げ第3位とする。ただし、小数点以下第4位が「0」の場合は切り捨てるものとする。

この支給率の計算方法は、別表（２）にも適用する。

別表（２）第２７条関係 第２９条関係

退職一時金・遺族一時金（加入期間 1 年以上 20 年未満）の支給率

加入期間	支給率	加入期間	支給率
1年	0.520	11年	4.446
2	0.936	12	4.784
3	1.352	13	5.122
4	1.768	14	5.590
5	2.184	15	6.058
6	2.600	16	6.448
7	3.016	17	6.968
8	3.432	18	7.488
9	3.770	19	8.008
10	4.108	20	8.529

別表（3）第29条関係 第32条関係

遺族一時金・年金に代えて支給する一時金（退職年金の支給開始前）の支給率

死亡時年齢・申出時年齢	率	死亡時年齢・申出時年齢	率
35歳	7.37127	45歳	9.90637
36	7.59241	46	10.20356
37	7.82018	47	10.50967
38	8.05478	48	10.82496
39	8.29643	49	11.14970
40	8.54532	50	11.48420
41	8.80168	51	11.82872
42	9.06573	52	12.18358
43	9.33770	53	12.54909
44	9.61783	54	12.92556
		55歳以上	13.31333

(注) 年齢（期間）に1歳（年）未満の端数を生じた場合の率は、次によります。

1歳（年）未満の端数を切り捨てた年齢（期間）に応じた率………A

1歳（年）未満の端数を切り上げた年齢（期間）に応じた率………B

$$\text{率} = (B - A) \times \text{端数月数} / 12 + A$$

率は、小数点以下第6位を切り上げ第5位とする。ただし、小数点以下第6位が0の場合は切り捨てるものとする。）

この率の計算方法については、別表（4）にも適用する。

別表（4）第29条関係 第32条関係

遺族一時金・年金に代えて支給する一時金（退職年金の支給開始後）の支給率

残存保証期間	率	残存保証期間	率
1年	0.98173	10	8.62558
2	1.93486	11	9.35608
3	2.86024	12	10.06530
4	3.75866	13	10.75386
5	4.63091	14	11.42237
6	5.47776	15	12.07141
7	6.29994	16	12.70154
8	7.09818	17	13.31333
9	7.87316		